福島地方裁判所判事に補する　同　安福　幸江
福島地方裁判所郡山支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所郡山支部判事に補する
福島家庭裁判所郡山支部勤務を命ずる
郡山簡易裁判所判事に補する
福島地方裁判所相馬支部勤務を命ずる　同　目代　真理
兼ねて福島家庭裁判所相馬支部判事に補する
福島家庭裁判所相馬支部勤務を命ずる
相馬簡易裁判所判事に補する
相馬簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同　笹本　哲朗
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所遠野支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所遠野支部判事に補する
盛岡家庭裁判所遠野支部勤務を命ずる
遠野簡易裁判所判事に補する　同　工藤　哲郎
盛岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて盛岡地方裁判所判事に補する　同　佐藤　卓
秋田地方裁判所判事に補する
秋田地方裁判所能代支部勤務を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所能代支部判事に補する
秋田家庭裁判所能代支部勤務を命ずる
能代簡易裁判所判事に補する　同　田辺　麻里子
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する　同　田辺　暁志
札幌地方裁判所判事に補する
札幌地方裁判所岩見沢支部勤務を命ずる
兼ねて札幌家庭裁判所岩見沢支部判事に補する
札幌家庭裁判所岩見沢支部勤務を命ずる　同　古庄　研
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所帯広支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所帯広支部判事に補する
釧路家庭裁判所帯広支部勤務を命ずる　同　岸野　康隆
高松高等裁判所判事に補する
松簡易裁判所判事に補する　同　安西　二郎
高知地方裁判所判事に補する
兼ねて高知家庭裁判所判事に補する（以上十月十八日）

官報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 28 日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	４号	仙台市太白区諏訪町315番から同市太白区長町六丁目175番３までの上下線

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡグループ乗員組合から、雇用確保等の要求に関して、平成22年11月４日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社、エアーニッポン株式会社及びＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポン乗員組合から、定年延長制度等の構築等の要求に関して、平成22年11月４日以降、同組合の組合員が従事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポンネットワーク乗員組合から、グループ再編に伴う適正な賃金水準等の要求に関して、平成22年11月４日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、秋田県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーセントラル乗員組合から、グループ再編に伴う適正な賃金水準等の要求に関して、平成22年11月２日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、愛知県、徳島県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーネクスト乗員組合から、グループ再編に伴う適正な賃金水準等の要求に関して、平成22年11月17日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成22年11月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 10 月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院、新潟県赤十字血液センター
長野県	長野県赤十字血液センター、長野県松本赤十字血液センター
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院、岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター、静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	山田赤十字病院、三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター